

公的個人認証サービスと海外 eID の相互利用環境に係る調査研究

1. 事業の概要および目的

EUでは、各国間で相互にeID(電子身分証明書)を連携し、eトラストサービス(電子署名、ウェブサイト認証、タイプスタンプ、電子シール等)を提供するための規則として[eIDAS規則]が制定され、これに従ってeIDを相互利用する試みが進められている。我が国では、公的個人認証サービス(JPKI)がeIDの役割を担っており、eIDAS規則で規定するeIDの最も高い保証レベルに該当すると考えられる。この公的個人認証サービスについて、EU各国のeIDとの相互利用を図ることで国内外を跨いだ利用を可能にし、eIDの普及と新事業分野への応用展開を目指した。

2. 事業の実施内容

前年に続く2021年度のJKA補助事業では、eIDAS規則やその関連仕様書など、公開されている文献調査を通じて、eIDの相互利用を実現するための技術的な要件の整理、疑問点や不明点の抽出を行うとともに、実際に欧州委員会の専門家への確認を進めた。特に、我が国のeIDカード(マイナンバーカード)を利用する事例として、海外イベントへの申込時の本人確認に着目し、eIDAS規則に基づくインタフェース機能や、本人確認情報の取得において求められるIdentity Provider (IdP) との間の利用者証明用電子証明書の情報連携について、調査・検討を行った。

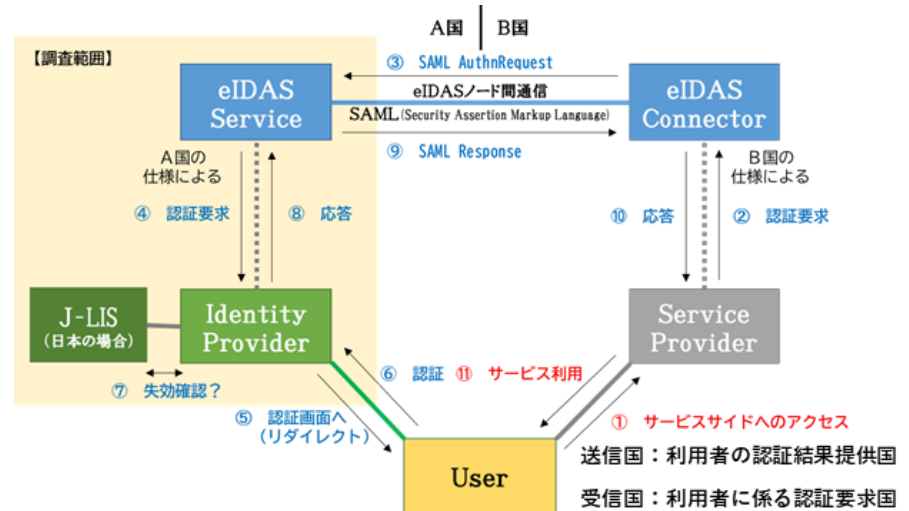


図1 本人確認に係る主な処理シーケンス

3. 今後の事業展開と活動

公的個人認証サービス(JPKI)の仕様を踏まえたeIDAS運用状況の調査と比較検討により、技術的にはeIDの相互利用は実現可能であるとの結論に至った。しかし、実際にeIDの相互利用を実現するには、技術面よりも、制度や運用面等での課題が大きいことが判明した。今後は、これらの課題解決に向けて、関係省庁等への働き掛けを行う予定にしている。

表1 本人確認に必要な提供情報

Attribute name	M/O	eIDAS MDS Attribute	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
FamilyName	M	Current Family Name	×	△ (未分割)
FirstName	M	Current First Names	×	△ (未分割)
DateOfBirth	M	Date of Birth	×	○
PersonIdentifier	M	Unique Identifier	○※	○※
BirthName	O	First and Family Names at Birth	×	×
PlaceOfBirth	O	Place of Birth	×	×
CurrentAddress	O	Current Address	×	○
Gender	O	Gender	×	○

※ 実際のPersonIdentifierは、eIDAS-Nodeで紐付けする。